

## 南伊豆町公共工事にかかる事故報告要領

この要領は、町が発注する工事及び委託業務（公共工事にかかる地質調査、測量業務、設計業務等。以下「工事」という。）における事故発生時の報告に関する要領であり、事故に関する報告について、町及び工事受注者等双方で迅速・適切な対応を図ることを目的とするものである。

### 1 工事受注者等の事故への対応

工事受注者等は、工事現場等で事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一として、工事現場において必要な措置を講じるとともに、本要領に定める報告を各監督担当課に行わなければならない。

なお、「報告」とは、電話等による通報、様式1「事故速報」のFAX等による速報（速報第一回から最終版）及び様式2「事故報告書」による最終的な報告とする。

### 2 報告を要する事故の範囲等

この要領において、報告の対象とする事故は、工事において発生した表一1のいずれかに該当する事故とする。

### 3 事故発生時の報告（処理の流れ）

#### (1) 通報・応急措置

ア 工事受注者等は、事故等が発生した場合、人命救助、二次災害の防止、事故現場の現状保存、関係機関（警察署、労働基準監督署等）への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに監督担当課に通報する。

イ 監督担当課長は、表一2に規定するレベルⅡ、Ⅲの場合、前号による通報を受け、速やかに町長に報告する。

#### (2) 速報

ア 工事受注者等は、(1)アの通報後、速やかに監督担当課長に様式1「事故速報」（速報第1回及び経過報告）による速報を行う。

イ 監督担当課長は、発生した事故が表一2に規定するレベルⅡ、Ⅲの場合、前号による速報を受け、町長に報告するとともに、協議のうえ、必要により同報無線等で緊急時広報を行う。

#### (3) 最終的な報告

ア 工事受注者等は、表一3に規定する様式2「事故報告書」による報告を要する事故の場合、事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに監督担当課長に様式2「事故報告書」による最終的な報告を行う。

イ 監督担当課長は、前号の最終的な報告を受けた場合、様式2「事故報告書」に記載された内容について事実関係を確認のうえ、速やかに町長に報告する。

#### (4) 上位団体との関係事業による事故対応

上位団体（国及び県等）との関係がある事業については、工事受注者等から通報を受けた場合には、速やかに各監督担当課長が上位団体の指示を受けて事故対応の処理を行う。

ただし、下水道工事による事故の場合は、県への通報、報告を行う。

(5) その他

事故発生が夜間休日の場合であっても、町民からの通報等に迅速に対応できるよう、関係課局室間の連携については、日ごろから配慮するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

表一 1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害（工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故）	工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。また、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械等輸送作業に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。  ※工事作業場内：工事を施工するにあたって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。
(2) もらい事故（第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷した事故）	工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故
(3) 死傷公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故
(4) 物損公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故。
(5) その他 （労働安全衛生規（以下「規則」という。）則第 96 条関係で報告が定められている事故等）	事業場又はその附属建設物内において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など。

表一 2 レベル区分

レベル	区分	内容
I	軽微な事故	休業 4 日未満の人身災害（ただし、死傷公衆災害を除く）並びに物損災害のうち第三者の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響が少ない場合など
II	重度の事故	休業 4 日以上的人身災害（ただし、死傷公衆災害は死亡以外全て）、並びに物損災害のうち第三者の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響が大きい場合など
III	死亡等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合、クレーンの転倒などの大規模な事故、並びに不発弾発見など緊急広報が必要な場合など

表一 3 事故の分類と報告様式

○：報告を要する      ×：報告不要

事故の分類	レベル	区分	事故速報 様式 1	事故報告書 様式 2
労働災害	I	休業日数 4 日未満	○	×
	II、III	休業日数 4 日以上		○
もらい事故	I	休業日数 4 日未満	○	×
	II、III	休業日数 4 日以上		○
死傷公衆災害	II、III	休業日数 4 日未満	○	○
		休業日数 4 日以上		
物損公衆災害	I	軽微なもの	○	×
	II、III	その他		○
その他	I～III	規則第 96 条関係など	○	×